

2026.001

Date of Publication: 6 January 2026

プラクティス・レースに適用される規則

状況

レース公示には付則 P が適用されると記載されている。また、プラクティス・レースと 12 レースが 5 日間にわたって予定されている。プラクティス・レース中、P 艇と S 艇が第 1 レグでポート・スターボードのインシデントを起こし、S 艇に深刻な損傷が生じた。S 艇はレース 1 およびレース 2 に出場できない。

質問 1

プラクティス・レースは本大会の一部か？

回答 1

はい。

付則 J の序文に記載されている通り、「大会」という用語にはレースまたは一連のレースが含まれる。レース公示にプラクティス・レースが予定されていると記載されている場合、そのプラクティス・レースは大会の一部となる。ただし、規則 A1 では、シリーズが成立するために得点が記録される必要があるレース数を、レース公示または帆走指示書で定義することを要求している。規則 A2.1 は次のように規定する：「各艇のシリーズ得点は、規則 90.3(b)に従ったうえで、レース得点の合計とする(…)」プラクティス・レースはシリーズ得点に算入されるレースとして列挙されておらず、また得点化が要求されるレースでもない。したがって、プラクティス・レースにおける規則違反または課されたペナルティーは、その違反がレースに特化していない規則(例えば規則 69)に該当しない限り、艇のシリーズスコアに影響を及ぼさない。委員会はプラクティス・レースを他のあらゆる点においてレースとして扱うことができる：スコアリングが可能であり、ペナルティーや救済措置を与えることができるなど。

問 2

プラクティス・レースにはセーリング競技規則が適用されるか？

回答 2

はい。

レース公示に当該イベントがセーリング競技規則に明記されているように規則により統制されると明記されている場合、その規則はプラクティス・レースにも適用される。

質問 3

最初のレグを帆走中、艇はレース中であったか？

回答 3

はい。

艇がレース中であるとは、準備信号が規則 26 に従って行われ、かつ艇がフィニッシュしておらずフィニッシュ・ラインおよびフィニッシュ・マークを離れていない、またはリタイアしていない、もしくはレース委員会がゼネラル・リコール、延期または中止の信号を発していないことである。定義レース中を参照。

質問 4

プラクティス・レース中に艇が規則(例えばポート・スターボード)に違反した場合、ペナルティーを受けることはあるか？また、他の艇によって物理的に損傷を受けた場合、救済を受けることはあるか？もしそうなら、どのように、またどのような根拠によるか？

回答 4

はい。

セーリング競技規則に定義された規則が適用されるため、プラクティス・レース中に規則(例えばポート・スターボード)に違反した艇は、RRS 60.5 に従い、その違反に対してプラクティス・レース内でペナルティーが課される場合がある。プラクティス・レース中に競技中でない状態で規則に違反した場合、そのペナルティーは違反行為に最も近い時期に行われたレース(プラクティス・レースである可能性あり)に適用されます。規則 61.4(b)に規定される条件を満たす場合、艇は救済を受ける資格を有することがあります。救済を受ける資格を有する艇への物理的損傷が、その後のレース(この状況ではレース 1 およびレース 2)に修理が及ぶものである場合、ワールドセーリングケース 116 の規定に従った決定がなされることを条件として、これらのレースに対する救済が与えられることがあります。

質問 5

プラクティス・レース中に艇が規則 P1.2 に基づきペナルティーを受けた場合、このペナルティーは当該大会におけるペナルティー回数を決定するために数えられるか？

回答 5

いいえ。

プラクティス・レースにおける規則違反または課されたペナルティーは、艇のシリーズ得点に影響を及ぼさない(回答 1 参照)。したがって、P2.2 および P2.3 における「大会中」という語句は、艇のシリーズの成績に算入されるレースのみを含むものと理解される。

注記: 規則 F5.60.5(e)における「大会中」という語句も同様に解釈される。

2026.002

Date of Publication: 6 January 2026

規則としてのワールドセーリング中立性方針 (A5)

質問 1

ワールドセーリング大会ではない大会は、ワールドセーリング中立性ポリシーを規則としなければならないか？

回答 1 いいえ。

ワールドセーリング中立性ポリシーの使用要件は、ワールドセーリング大会にのみ適用されます。ワールドセーリングポリシーE5に記載されている大会(ワールドセーリング大会以外)では、AIN、中立な支援者、中立なレース役員の参加を許可することが推奨されます。

その他の大会については、主催団体は中立性に関する規則を設けない選択も可能です。あるいは、地方自治体の規制やガイドラインに準拠するために必要な中立性に関する規則を採用または作成することも可能です。ワールドセーリングは、ワールドセーリング大会ではない大会により定められた規則は、正当かつ均衡のとれたものであることを推奨します。

質問 2

主催団体は、自らが主催する大会がワールドセーリング大会でない場合でも、ワールドセーリング中立性ポリシーを規則として適用できるか？

回答 2 出来る。

質問 3

ワールドセーリング中立性ポリシーは、ワールドセーリング大会以外の大会に合わせて変更することは可能か？

回答 3

はい。

ワールドセーリング大会は本方針を変更してはならないことに留意してください。ただし、ワールドセーリングは、ワールドセーリング大会ではない大会による本方針の変更は、正当かつ均衡のとれたものであることを推奨します。

質問 4

主催団体は、ワールドセーリング中立性方針をどのように規則とするのでしょうか？

回答 4

ワールドセーリング大会ではない大会の主催団体は、レース公示において当該大会がワールドセーリング中立性方針に準拠することを明記する。当該大会の実情を反映させるため、方針の変更が必要となる場合がある。以下は、ワールドセーリング大会を主催していない主催団体がレース公示に記載する可能性のある例である：

1.x ワールドセーリング中立性方針(A5)が適用され、以下の通り変更される：

- (a) 「ワールドセーリング大会」への言及は、NORに記載されている大会を参照する様に変更される。
- (b) 以下の条項を削除する：6、7.2、7.3、7.4、7.5、10.1、10.3、14、15。

本方針の実施は、RRS 付則 G を変更する場合がある。

艇は、本規則違反を理由に他艇を抗議できない場合がある。これは RRS 60.1 を変更する。

注記：

レース公示の前文に[NP]の指定が含まれている場合、これを使用し最後の文を削除できる。主催団体は削除すべき条項を確認すること。例えば、一部の大会では WS セーラーID が依然として必要となる場合があるため、条項 6、7.2、7.3、7.4 が当該大会に適用される必要がある場合がある。

2026.003

Date of Publication: 6 January 2026

マークをスターンの後方にして離れる時のルーム

質問 1

マークルームは、艇が以下のことを行うためのルームである。

- (a) 艇のプロパー・コースがマークに向かって近づくことである場合、マークへ帆走する。
- (b) 求められた側でマークを回航または通過する。
- (c) マークをスターンの後方にして離れる。

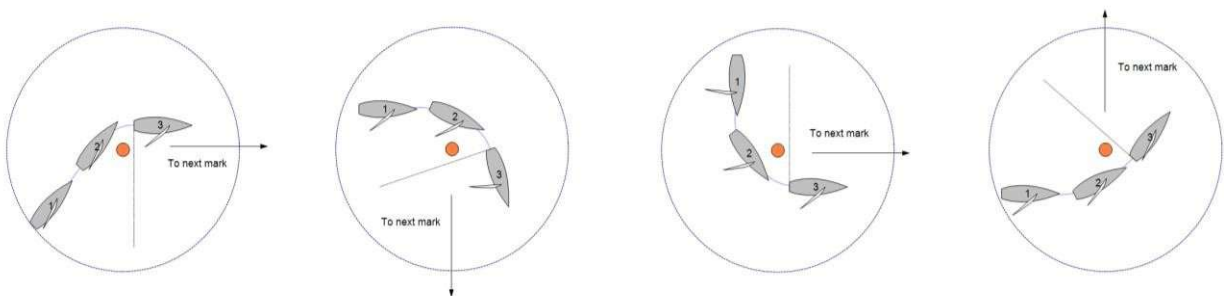
いつ艇はマークをスターンの後方にして離れるか？

回答 1

そのマークが艇体および通常的位置にある装備の最後尾から真横に引いた線より後方に位置した時、艇はマークをスターンの後方にして離れた。

質問 2

以下の図のどれで、グレイ艇は位置 3 でマークをスターンの後方にして離れたか？



回答 2

グレイ艇はこれらすべての図において、位置 3 でマークをスターンの後方にしてマークから離れている。

質問 3

マークルームの資格のありゾーン内にいる艇が、ゾーン内で操船中に一時的にマークをスターンの後方にして離れる場合、その艇は依然としてマークルームの資格を有するのか？

回答3

艇が、マークルールの資格を有し、ゾーン内で操船中に一時的にマークをスターンの後方にして離れる場合、そのプロパーコースが依然としてマークに接近して帆走することであるなら、または要求される側でマークを未だ回航または通過していないなら、その艇は依然としてマークルールの資格を有する。

質問 4

フィニッシュマークにおいて、艇が他艇にマークルールを与えることを求められる場合、その義務には「マークをスターンの後方にして離れるルール」も含まれるか？

回答 4 はい。

フィニッシュマークでは、マークルールにはマークをスターンの後方にして離れるためのルールも含まれる。

2026.004

Date of Publication: 12 February 2026

大会装備検査の完了

状況

国際キールボート大会では、全艇が、登録を完了するため、最初のレース前に検査を受けることが義務付けられていた。

クラス規則には以下が含まれる：

以下の装備を船内に携行すること：

(…)乗組員一人ひとりのための個人用浮力体。

レース公示または帆走指示書には浮力体に関する要件は含まれていない。

艇 A は検査時に乗組員全員分の膨張式救命胴衣を提示した。テクニカル委員会は、ワールドセーリング『装備検査ガイド 2025』B7.1 項に基づき膨張式救命胴衣の使用を認めず、同艇の登録完了を許可しなかった。艇 A は第 1 レースを欠場し、テクニカル委員会が登録完了を認めなかった行為は不適切な措置であるとして救済を要求した。

質問 1

テクニカル委員会の行動は不適切な行動であったか？

回答 1

はい。

セーリング競技は、レース公示で引用された規則(該当するクラス規則を含む)によって管理されます。一方、ワールドセーリング装備検査ガイドは単なる指針であり、特に引用されない限り規則としての権限を持ちません。このケースでは、テクニカル委員会がガイドを根拠に艇の登録完了を許可しなかった行為は不適切でした。クラス規則が要求していたのは個人用浮力体のみであ

り、膨張式 PFD は要件を満たしていたからです。さらに、セーリング競技規則は誰がエントリーを拒否または取り消しできるかを明確に特定しています：規則 76.1 は、主催団体またはレース委員会にのみが、正当な理由がある場合に限り、最初のレース前に艇のエントリーを拒否または取り消せると明示している。テクニカル委員会（規則 89.2(c)に基づき任命）はそこに列挙されていないため、艇の登録完了を妨げる権限はない。

質問 2

質問 1 の回答が「はい」の場合、テクニカル委員会が従うべき正しい手順は何でしょうか？

回答 2

シリーズの第 1 レース前に、テクニカル委員会の主な責任は、全ての装備が規則に適合していることを確認することである。不適合が確認された場合、委員会は欠陥の修正を要求し、競技者にそれを行うための合理的な時間を与えるべきである。テクニカル委員会の役割は検査と事実確認に限定される。委員会は事実を記録し、競技者に調査結果を通知し、艇の登録完了を許可し、不適合が修正されない場合は規則 60.1 に基づき抗議を行うのみである。

一般的に、救済の審問の間、テクニカル委員会は、プロテスト委員会が規則 61 に基づく救済を決定するのを支援するため、自らの行動に関する完全かつ正確な証拠を提出すべきである。テクニカル委員会が、自らが不適切な行動を取り、それによって艇の得点や順位を著しく悪化させた可能性があることに気付いた場合、規則 61.1(b) に基づく救済を要求することができる。